

## 総合理工学研究科・理学専攻の学位論文審査基準

### 【修士論文】

#### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障がきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

#### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

#### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 自然科学における基礎的な概念・原理・法則を理解するための十分な知識を修得している
- (2) 自然科学に関する研究や技術の専門的課題を自主的に解決する能力を修得している
- (3) 自然科学に関する専門的な研究や技術について、自らの考えを論文の形で表現し、コミュニケーションできる能力を修得している

#### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表1の学位論文評価基準表(理学専攻博士前期課程)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重は同じである)を、1～5点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき論文審査と最終試験の審査において、各評価項目の点数が全て 3 点以上であることをもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

## 【博士論文(課程修了)】

### 1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

(1)自然科学の概念・原理・法則に関する新たな知見を自主的に発見・創造できる能力を修得している

(2)自然科学に関する研究や技術の専門的課題を自主的に見出し、解決する能力を修得している

(3)自然科学に関する専門的な研究や技術について、日本語および英語で表現し、コミュニケーションできる能力を修得している

### 4. 評価方法と判定

(1)全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(理学専攻博士後期課程)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重は同じである)を、1～5点で評価する。

(2)当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、全ての評価項目の点数が 3 点以上であることをもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

## 【博士論文(論文提出)】

### 1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 自然科学の概念・原理・法則に関する新たな知見を自主的に発見・創造できる能力を修得している
- (2) 自然科学に関する研究や技術の専門的課題を自主的に見出し、解決する能力を修得している
- (3) 自然科学に関する専門的な研究や技術について、日本語および英語で表現し、コミュニケーションできる能力を修得している

### 4. 評価方法と判定

- (1) 全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(理学専攻博士後期課程)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重は同じである)を、1～5点で評価する。
- (2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び近畿大学学位規程第27条(博士論文の審査方法)に基づき論文審査と最終試験の審査において、全ての評価項目の点数が 3 点以上であることをもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

表 1 学位論文評価基準表（理学専攻博士前期課程）

評価項目	A (5 点)	B (3 点)	C (1 点)
(1) 自然科学における基礎的な概念・原理・法則を理解するための十分な知識を修得している。	専攻の専門科目に係る修了要件を満たしており、論文内容および口頭試問において、十分な専門知識を有していることが確認できる。	専攻の専門科目に係る修了要件を満たしており、論文内容および口頭試問において十分ではないが一定の専門知識を有していることが確認できる。	専攻の専門科目に係る修了要件を満足していない。あるいは、論文内容および口頭試問において専門知識を有していることが確認できない。
(2) 自然科学に関する研究や技術の専門的課題を自主的に解決する能力を修得している。	教員の指導の下で、与えられた課題を自ら解決し、新規性または独創性のある結果を得たことが確認できる。	教員の指導の下で、与えられた課題に対して十分な解決には至っていないものの、独自の考察を行ったか、一定の新しい知見を得たことが確認できる。	教員の指導の下で、与えられた課題に対して解決に至っておらず、独自の考察を行うことも新しい知見を得たことも確認できない。
(3) 自然科学に関する専門的な研究や技術について、自らの考えを論文の形で表現し、コミュニケーションできる能力を修得している。	新規性あるいは独創性のある結果が、適切な資料または引用文献とともに提出論文において述べられている。	独自の考察または一定の新しい知見が、適切な資料または引用文献とともに提出論文において述べられている。	提出論文に独自の考察や新しい知見が述べられていない、もしくは適切な資料または引用文献が提示されていない。

表 2 学位論文評価基準表（理学専攻博士後期課程）

評価項目	A (5点)	B (3点)	C (1点)
(1) 自然科学の概念・原理・法則に関する新たな知見を自主的に発見・創造できる能力を修得している。	専攻の専門科目に係る修了要件を満たしており、論文内容および口頭試問において、新たな知見を自ら発見したことが確認できる。	専攻の専門科目に係る修了要件を満たしており、論文内容および口頭試問において、十分ではないが新たな知見を自ら発見したことが確認できる。	専攻の専門科目に係る修了要件を満足していない。あるいは、論文内容および口頭試問において、新たな知見を自ら発見したことが確認できない。
(2) 自然科学に関する研究や技術の専門的課題を自主的に見出し、解決する能力を修得している。	教員の指導の下で、自ら課題を設定して解決し、新規性または独創性のある結果を得たことが確認できる。	教員の指導の下で、自ら課題を設定して不十分ながらも解決し、新規性または独創性のある結果を得たことが確認できる。	教員の指導の下で、自ら設定した課題に対して解決に至っておらず、新規性または独創性のある結果を得たことも確認できない。
(3) 自然科学に関する専門的な研究や技術について、日本語および英語で表現し、コミュニケーションできる能力を修得している。	新規性あるいは独創性のある結果が学術論文として公表されている。そして、国内外の研究集会において発表を行っている。	新規性あるいは独創性のある結果が学術論文として公表されている。	公表されている学術論文に新規性あるいは独創性のある結果が述べられていない。